

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業

事業費の算定及び支払い方法

令和 8 年 8 月

国土交通省 関東地方整備局

目 次

第1	事業費の構成	1
1	事業費の構成	1
(1)	設備更新業務費	1
(2)	設備維持業務費	1
(3)	その他の費用	1
2	事業費の内訳	2
第2	事業費の算定及び支払方法	3
1	支払方法の基本的な考え方	3
2	支払方法の基本的事項	3
3	各費用の支払額の算定及び支払方法	3
(1)	設備更新業務費	3
(2)	設備維持業務費	4
(3)	その他の費用	4
(4)	消費税等	4
(5)	1円未満端数の取扱	5
第3	事業費の確定	6
1	事業契約締結後14日以内	6
2	設備更新業務費	6
3	設備維持業務費	6
4	その他の費用	6
第4	事業費の改定	7
1	基本的考え方	7
2	設備更新費の物価変動に基づく改定	7
(1)	物価変動に基づく設備更新費の改定	7
3	設備維持費及びその他費用の物価変動に基づく改定	8
(1)	対象となる費用	8
(2)	改定時期	8
(3)	改定方法	8
第5	入札価格及び落札価格との関係	9
第6	支払額の減額措置	9

相武国道事務所管内道路照明施設整備等 P F I 事業（以下「本事業」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）（以下「P F I 法」という。）の定める手続きにより、関東地方整備局が実施するものである。関東地方整備局は、本事業を適正かつ確実に実施した場合の対価である事業費を事業者に支払うものとし、以下にその算定方法と支払方法を示す。

なお、本記載内容において用いられる用語は、別段の定めがないかぎり「事業契約書（案）」（入札説明書 添付 1）別紙 2 に記載する用語の定義に定めるところによる。

第 1 事業費の構成

1 事業費の構成

事業費は、本施設の設備更新業務及び工事監理業務の実施に係る費用（以下「設備更新業務費」という。）、本施設の設備維持業務の実施に係る費用（以下「設備維持業務費」という。）及び本事業を実施するために事業者が必要とする費用（以下「その他の費用」という。）から構成されるものとする。

各費用の概要は、次の（１）から（３）のとおりとする。

（１）設備更新業務費

設備更新業務費は、設備更新費、設備更新費に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）及び割賦手数料から構成されるものとする。

① 設備更新費

設備更新費（割賦原価）は、事業契約の締結日から新設 L E D 道路照明の引渡日（同日を含む。以下同じ。）までに事業者が設備更新業務及び工事監理業務の実施のために要する費用とする。なお、事業者の開業に伴う諸費用や保険料等、事業契約の締結日から新設 L E D 道路照明の引渡日までの期間に要する設備更新に関する初期投資として認められる費用については、設備更新費に含むものとする。

② 割賦手数料

割賦手数料は、それぞれ下記第 2 3（１）①に定める回数による設備更新費の分割払いとした場合の、割賦支払に必要な割賦金利とする。なお、割賦手数料は、事業者の税引前利益の一部を含むものとする。

割賦手数料の料率は、基準金利と事業者の提案による利ざや（スプレッド）の合計とする。基準金利の詳細は、下記第 2 3（１）②に示す。

（２）設備維持業務費

設備維持業務費は、設備維持費及び消費税等の総額とする。

設備維持費は、令和 9 年 4 月 1 日から事業期間の終了日までの事業期間中に生じる本施設に係る道路附属物点検業務、照明維持業務、道路照明台帳更新・管理業務及び照明修繕業務に係る費用の総額とする。

（３）その他の費用

その他の費用は、その他費用及び消費税等の総額とする。

その他費用は、事業契約締結日から事業期間の終了日までの間に、本事業を実施するために事業者が必要とする費用及び事業者の税引前利益（上記（１）②に計上される部

分を除く。)とする。

2 事業費の内訳

事業費を構成する各費用の内訳は、下表に示すとおりとする。

項目		支払区分	費用の内容
事業費	設備更新業務費	設備更新費	現地調査費 LED道路照明灯具の調達費 LED道路照明灯具への更新費 撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分費 道路照明台帳更新費 工事監理費 引渡日までの事業者の初期経費（開業費、保険料等） 融資組成手数料 建中金利 その他設備更新に関する初期投資と認められる費用等
		消費税等	設備更新費に係る消費税等
		割賦手数料	資金調達に必要な融資等に係る金利 事業者の税引前利益の一部
	設備維持業務費	設備維持費	道路附属物点検費 照明維持費 道路照明台帳更新・管理費 照明修繕費
		消費税等	設備維持費に係る消費税等
	その他の費用	その他費用	事業期間中の定常的な事業者の運営費（人件費、事務費等） 事業者の税引前利益（割賦手数料に計上される部分を除く）
		消費税等	その他費用に係る消費税等

※表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

第2 事業費の算定及び支払方法

1 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、設備更新業務、工事監理業務及び設備維持業務のサービスを事業者の責任により一体として提供するものであるため、関東地方整備局は提供されるサービスを一体のものとして購入し、その対価を一体とし、原則として事業期間にわたり平準化して支払うものとする。

2 支払方法の基本的事項

関東地方整備局は、事業費について、下記第2 3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等を、原則として、毎回、関東地方整備局が事業者からの請求を適法に受理した後30日以内に、かつ各年度末の翌月末までに支払う。

具体的には、設備更新業務費の第1回目支払時期は、令和12年4月30日までとする。

設備維持業務費及びその他の費用の第1回目の支払時期は、令和10年4月30日までとする。

3 各費用の支払額の算定及び支払方法

事業費を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(3)のとおり算定する。

なお、設備更新業務の工期短縮に基づく早期完成・引渡しが行われた場合であっても、設備更新業務費の支払い期日の変更は行わない。

(1) 設備更新業務費

令和11年4月1日以降の事業期間にわたり、年1回、全13回に分けて支払う。

・設備更新業務費の各回支払額＝契約書内訳の設備更新業務費全額の1/13

① 設備更新費

設備更新費は、令和11年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全13回に分けて支払う。

② 割賦手数料

割賦手数料は、設備更新費及び設備更新費に係る消費税等を割賦原価として支払うものとし、令和11年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全13回に分けて支払う。各回の支払額は、下記ウに示す割賦手数料の料率に基づき算定する。

ア 割賦手数料の計算期間

割賦手数料の計算期間は、各支払期の期初(4月1日)から期末(3月31日)とする。なお、第1回目の割賦手数料の計算期間は、令和11年4月1日から令和12年3月31日までとする。

イ 基準金利

当初の基準金利(以下「当初基準金利」という。)は、新設LED道路照明の引渡

予定日（令和 11 年 3 月 31 日）の 2 銀行営業日前の日（以下「当初金利確定日」という。）に確定することとし、第 5 回の支払いまで適用する。ただし、当初基準金利の算定結果がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

当初基準金利は令和 16 年 3 月 31 日及び令和 21 年 3 月 31 日の 2 銀行営業日前日（以下「見直し金利確定日」という。）に見直しを行うものとし、当初基準金利の料率と当該見直した基準金利（以下「見直し基準金利」という。）の料率が異なる場合は、見直し基準金利を第 6 回及び第 11 回以降の支払に適用し、割賦手数料の変更契約を行うものとする。ただし、見直し基準金利がマイナスとなった場合、基準金利はゼロとする。

当初基準金利の料率は、当初金利確定日に財務省より公表される国債金利 5 年物を基準金利とし、見直し基準金利の料率は、見直し金利確定日に公表される国債金利 5 年物とする。

なお、入札にあたっては、入札公告日のレートを入札用の金利確定日のレートと仮定して基準金利を算定し、事業費の算定に用いるものとし、入札公告後すみやかに計算済みの入札用の基準金利を公表する。

ウ 割賦手数料の料率

割賦手数料の料率は、上記イの基準金利に応募者の提案による利ざや（スプレッド）を足したものとするが、見直し金利確定日における利ざやの再提案は認めない。

（２）設備維持業務費

入札時及び契約当初の設備維持業務費は、入札時積算計算書（入札説明書 添付 10）に示す工事区分・規格・数量等に基づき事業者が積算し入札した事業契約書内訳の設備維持業務費とし、令和 9 年 4 月 1 日（事業契約締結の翌年度 4 月 1 日）以降事業期間にわたり、年 1 回、全 15 回の支払いを行うものとする。

なお、要求水準書において設計変更の対象としている工事区分等において設計変更が行われた場合の設備維持費については、関東地方整備局と協議のうえ、各支払期の実績に合わせて精算するものとする。

（３）その他の費用

その他の費用は、令和 9 年 4 月 1 日（事業契約締結の翌年度 4 月 1 日）以降事業期間にわたり、年 1 回、全 15 回の支払とし、原則として各回同額を支払うものとする。

（４）消費税等

入札にあたっての消費税等については、事業費を構成する設備更新費、設備維持費、その他費用全ての見積価格の合計額（税抜）に対し、その相当額を算定する。

また、第 1 2 の表に定める支払区分別の対価毎に、支払期ごとの消費税等を算定するにあたり、それぞれ 1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとし、入札にあたっての消費税等の差額として生じた端数は、すべて第 1 回支払額に合算する。

(5) 1円未満端数の取扱

入札にあたっては、第1～2の表に定める支払区分別の対価毎に、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号）第2条に基づき、1円未満の端数进行处理する。

第3 事業費の確定

事業費は、その内訳を各段階において精査し、各費用の各支払期末までに確定するものとする。ただし、基準金利及び物価変動を改定する場合を除くものとする。

1 事業契約締結後14日以内

関東地方整備局及び事業者は、入札時積算内訳書（様式 31-8）に記載された単価及び数量を基礎として協議の上、更新工事等費の単価等について定めた工事費合意書を締結するものとする。

※ 更新工事等費とは、設備更新費の内訳に示す「現地調査費」、「LED道路照明灯具の調達費」、「LED道路照明灯具への更新費」、「撤去した道路照明灯具の収集運搬・産業廃棄物処分費」、「道路照明台帳更新費」及び設備維持費をいう。

2 設備更新業務費

事業者は、設備更新業務の完了に係る資料を、要求水準書の規定に基づき完工確認検査までに関東地方整備局に提出するものとする。関東地方整備局は、提出された資料のうち設備更新費の確定に係る資料の内容を確認し、設備更新費又は設備更新費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、新設LED道路照明の引渡予定日までに設備更新業務費を変更し設備更新業務費の内訳を確定する。

3 設備維持業務費

事業者は、毎年度の設備維持業務の完了に係る資料を、要求水準書の規定に基づき完了検査までに関東地方整備局に提出するものとする。関東地方整備局は、提出された資料のうち設備維持費の確定に係る資料の内容を確認し、設備維持費又は設備維持費の内訳に変更若しくは増減がある場合は、各年度末の支払予定日までに設備維持業務費を変更し設備維持業務費の内訳を確定する。

4 その他の費用

その他の費用については、当初契約時に確定した金額を、事業期間中各期同額で支払う。ただし、上記2及び3、第4に基づき改定する場合を除く。

第4 事業費の改定

1 基本的考え方

第3により確定した設備更新費については、基準金利の確定日までの金利変動相当分及び下記2による改定を除き、原則として改定を行わない。

設備維持費及びその他費用については、年度毎に見直すものとする。この見直しは、物価変動、技術革新等に伴って明らかに費用が減じる場合を含め、PFI手法に基づく民間の資金及びノウハウの有効な活用と、国民の負担を原資とする関東地方整備局の適正な経費負担の双方の観点に十分留意して、関東地方整備局及び事業者が協議して行う。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、関東地方整備局及び事業者が協議の上、事業費の改定を行うことができるものとする。

また、改定の結果、1円未満の端数が生じた場合は、第2 3(5)による処理を行う。

2 設備更新費の物価変動に基づく改定

(1) 物価変動に基づく設備更新費の改定

① 改定方法

- ア 関東地方整備局又は事業者は、設備更新期間内で本契約締結の日から12月を経過した後、に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により設備更新費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して設備更新費の変更を請求することができる。
- イ 関東地方整備局又は事業者は、アの規定による請求があったときは、変動前残設備更新費（設備更新費から当該請求時の出来形部分に相応する設備更新費を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残設備更新費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残設備更新費に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残設備更新費の1000分の15を超える額及びこれに伴う資金調達に係る金利等の増減を含め、変更に応じなければならない。
- ウ 変動前残設備更新費及び変動後残設備更新費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき関東地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日又は関東地方整備局及び事業者が合意した延長期間以内に協議が整わない場合にあつては、関東地方整備局が定め、事業者に通知する。
- エ アの規定による請求は、本改定方法の規定により設備更新費の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、ア中「本契約締結の日」とあるのは「直前の本改定方法に基づく設備更新費変更の基準とした日」とするものとする。
- オ 特別な要因により設備更新期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、設備更新費が不適当となったときは、関東地方整備局又は事業者は、前各項の規定によるほか、設備更新費の変更を請求することができる。
- カ 予期することのできない特別の事情により、設備更新期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、設備更新費が著しく不適当となったときは、関東地方整備局又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、設備更新費の変更を請求することができる。
- キ オ及びカの場合において、設備更新費の変更額については、変更に伴う資金調達に係る

金利等の増減も考慮し関東地方整備局及び事業者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、関東地方整備局が定め、事業者に通知する。

ク ウ及びキの協議開始の日については、関東地方整備局が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知しなければならない。ただし、関東地方整備局がア、オ又はカのリクエストを行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、事業者は、協議開始の日を定め、関東地方整備局に通知することができる。

3 設備維持費及びその他費用の物価変動に基づく改定

(1) 対象となる費用

設備維持費及びその他費用

(2) 改定時期

① 改定指標の評価

毎年4月10日時点で確認できる最新の指標により評価を行う。

③ 対価の改定

原則として、翌年度の4月1日以降の設備維持費及びその他費用の支払いに反映する。

(3) 改定方法

前回改定時（第2回の支払については事業契約日の属する翌年度の4月10日）の指標に対して、現指標が3ポイント以上変動した場合に、設備維持費及びその他費用の改定を行う。事業契約締結以降、対価を改定していない費用については、事業契約締結日の属する翌年度の4月10日時点で確認できる最新の指標を前回改定時の指標とみなす。

① 改定指標

改定指標として使用する指標は次のとおりとする。

費目	業務科目	使用する指標
設備維持費	道路附属物点検費	「企業向けサービス価格指標」：土木建築サービス（物価指数月報：日銀調査統計局）
	照明維持費	
	道路照明台帳更新・管理費	
	照明修繕費	
その他の費用	その他費用	「企業向けサービス価格指標」：その他の専門サービス（物価指数月報・日銀調査統計局）

費用については、初年度に支払われる対価を基準額とし、以下の算定式に従って年度ごとに対価を確定する。なお、改定率に小数点以下第4位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

② 改定率及び計算方法

$$AP'_t = AP_t \times (CSPIn / CSPI_m)$$

ただし | 今回評価時の指標－前回改定時の指標 | ≥ 3 ポイント

m : 前回改定時年度（契約後未改定の場合は、事業契約締結年度）

n : 今回評価時年度

t : 今回費用改定をする対価の対象年度（t : n + 1, …、事業終了年度）

AP_t : 改定前のt年度A業務の対価

AP'_t : 改定後のt年度A業務の対価

CSPI : CorporateServicePriceIndex（企業向けサービス価格指数）

CSPI_m : 前回改定時の評価指標である、m年度の価格指数

CSPI_n : 今回改定時の評価指標である、n年度の価格指数

上記の算定式に従って、計算例を示すと次のとおりとなる。

（計算例）

前回物価改定時（又は初回支払い時）である令和11年度（令和12年度も同額）の支払いが100万円、前回改定時の指標である令和10年度の指数が90、令和12年度の指数が108の場合：

令和13年度の改定率（令和12年度の物価反映）

$$= \text{令和12年度指数} [108] \div \text{令和10年度の指数} [90] = 1.2$$

令和13年度の対価（改定後）

$$= \text{令和11年度の対価} [100 \text{ 万円}] \times 1.2 = 120 \text{ 万円}$$

第5 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、事業費を構成する設備更新業務費、設備維持業務費、その他の費用全ての見積価格の合計とし、入札書（様式23）に記載された金額をもって落札価格とする。

なお、割賦手数料については、入札時には入札公告日の日に財務省より公表される国債金利5年物を基準金利として算定する。

第6 支払額の減額措置

関東地方整備局は、事業期間にわたり、本事業の実施に関する各業務及び経営管理状況の業績等の監視を行い、「要求水準書」（入札説明書 添付2）に定められた要求水準が達成されていない場合は、支払額の減額等を行う。減額等の措置の詳細については、「業績等の監視及び改善要求措置要領」（入札説明書 添付5）によるものとする。